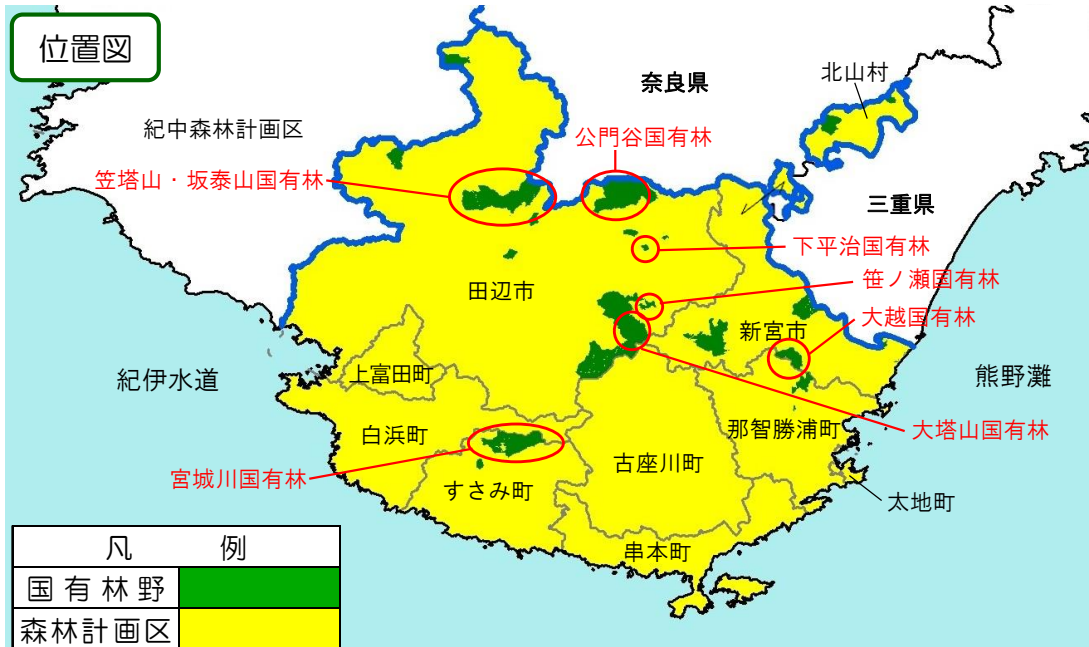


地域管理経営計画の概要

紀南森林計画区（和歌山県）

1 森林計画区の概況

国有林野面積は10,912haであり、北部の果無山脈と南部の日置川、熊野川の水源地帯、大浜海岸などに大小の団地が散在しています。



計画区内の総土地面積に占める国有林野の面積割合は5%、森林面積に占める割合は5%となっています。

森林計画区内の国有林野のうち92%が水源かん養保安林に指定されており、重要な水源涵養機能の一端を担っています。

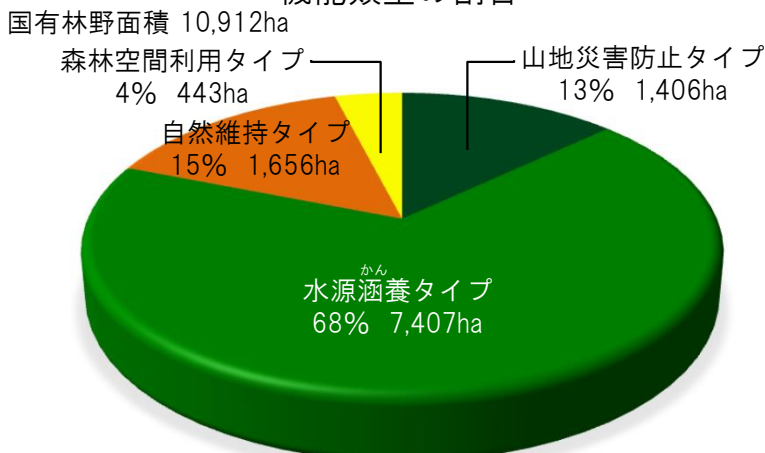
森林資源のうち国有林野面積の52%が人工林で、この森林蓄積の約9割が10齢級以上と森林資源として成熟した林分となっており、公益的機能の高度発揮を図りつつ、木材の安定供給に努めることとしています。

また、世界文化遺産や吉野熊野国立自然公園等が指定されており、豊かな森林景観及び豊富な観光資源に恵まれ、ハイキングなどのレクリエーションや保健休養の場として多くの人々に利用されています。

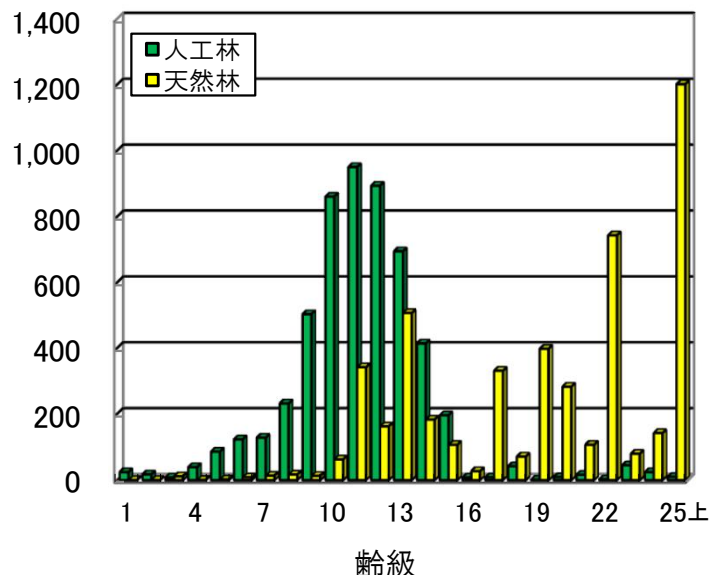
森林計画区内における森林面積の割合



機能類型の割合



面積(ha) 齢級別面積



注1 各データは令和5年現在。

注2 四捨五入等により内訳と合計が合わない場合がある。

注3 齢級とは、5年をひとくりにし、林齢1~5年生を1齢級、6~10年生を2齢級、以下、3齢級、4齢級と続く。

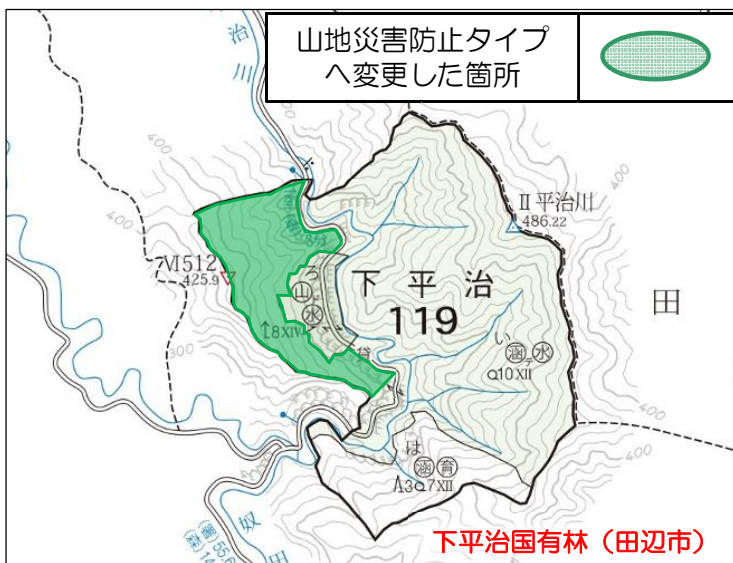
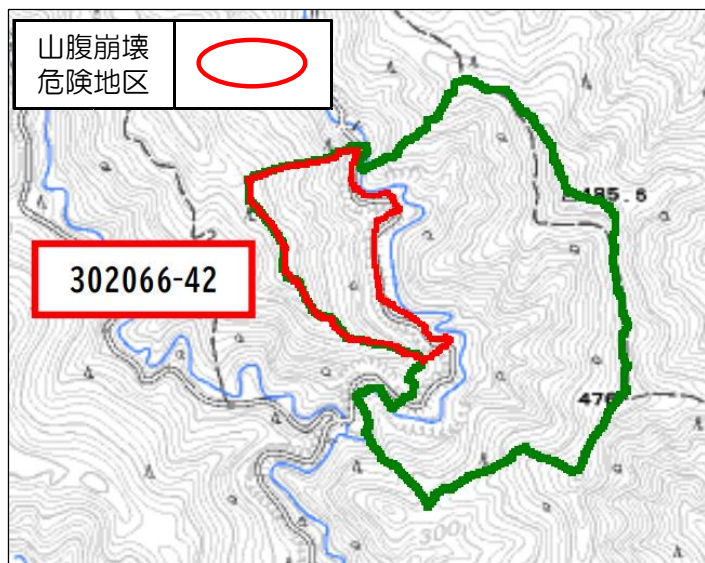
2 計画策定にあたってのポイント

(1) 災害に強い国土基盤の形成に向けての機能類型の変更

気候変動による豪雨の増加等に伴い、山地災害が激甚化・多様化していることを踏まえ、事前防災・減災の考え方に立ち、計画区内の山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区59箇所）の機能類型を見直し、うち5箇所（31.65ha）を「山地災害防止タイプ」へ変更しました。

機能類型	新計画 (ha)	現計画 (ha)	現計画比 (ha)	国有林 (市町村)	変更前の機能類型
山地災害防止タイプ	1,405.57	1,373.92	+31.65	坂泰山（田辺市） 下平治（田辺市） 笹ノ瀬（田辺市）	水源涵養タイプ ^{かん}

【山地災害防止タイプへ変更した代表的な国有林】

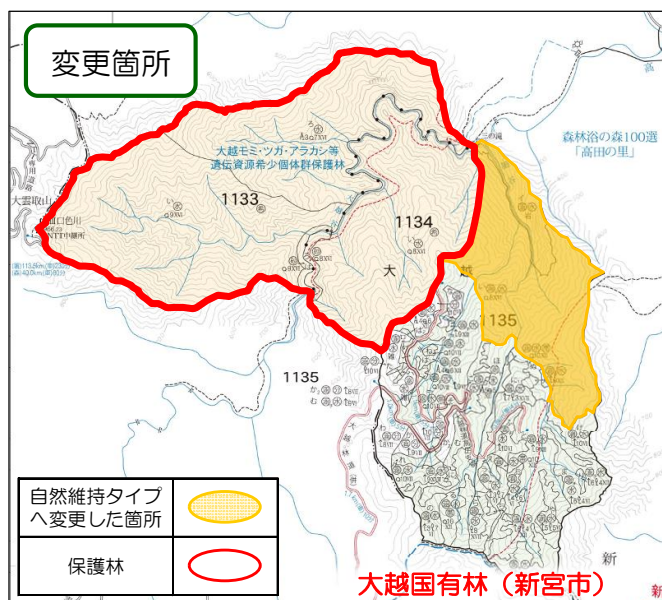


(2) 地域を代表する自然環境を形成する国有林野等の機能類型の変更

田辺市北部等に所在する自然度の高い植生を有する国有林について、機能類型を水源涵養タイプから「自然維持タイプ」に変更し、隣接する保護林や周辺の自然維持タイプの国有林と一体的に保全・管理します。

機能類型	新計画 (ha)	現計画 (ha)	現計画比 (ha)
自然維持タイプ	1,655.61	1,546.00	+109.61

【自然維持タイプへ変更した代表的な国有林】



3 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 主要事業量（令和6年度～令和10年度：5か年）

森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、1,487ha（19.5万 m^3 ）の間伐を実施し、間伐材の有効利用に努めます。

また、180ha（7.6万 m^3 ）の主伐を実施します。

事業区分		新計画	現計画	増減事由
伐採総量	主伐	180ha（76,287 m^3 ）	226ha（105,802 m^3 ）	対象となる分収林の減
	間伐	1,487ha（194,778 m^3 ）	1,407ha（175,337 m^3 ）	間伐対象林分の増
更新総量	人工造林	315.43ha	289.84ha	現計画主伐箇所の更新未済箇所があることに伴う増
	天然更新	—	—	—
保育総量	下刈	957.42ha	915.92ha	人工造林の増加に伴う増
	除伐	24.44ha	32.99ha	対象箇所減少に伴う減
林道事業	開設	1,000m	6,100m	森林整備箇所に応じた減
	改良	265m	212m	修繕箇所の増加に伴う増
治山事業	保全施設	18箇所	26箇所	復旧が必要な荒廃地の減少に伴う減
	保安林の整備	78.75ha	140.24ha	整備対象森林の減少に伴う減

注1 主伐とは、利用期に達した樹木を伐採し収穫すること。間伐と異なり伐採した後に更新を行う。

注2 間伐とは、育てようとする樹木どうしの競争を軽減するため、混み具合に応じて一部の樹木を伐採すること。

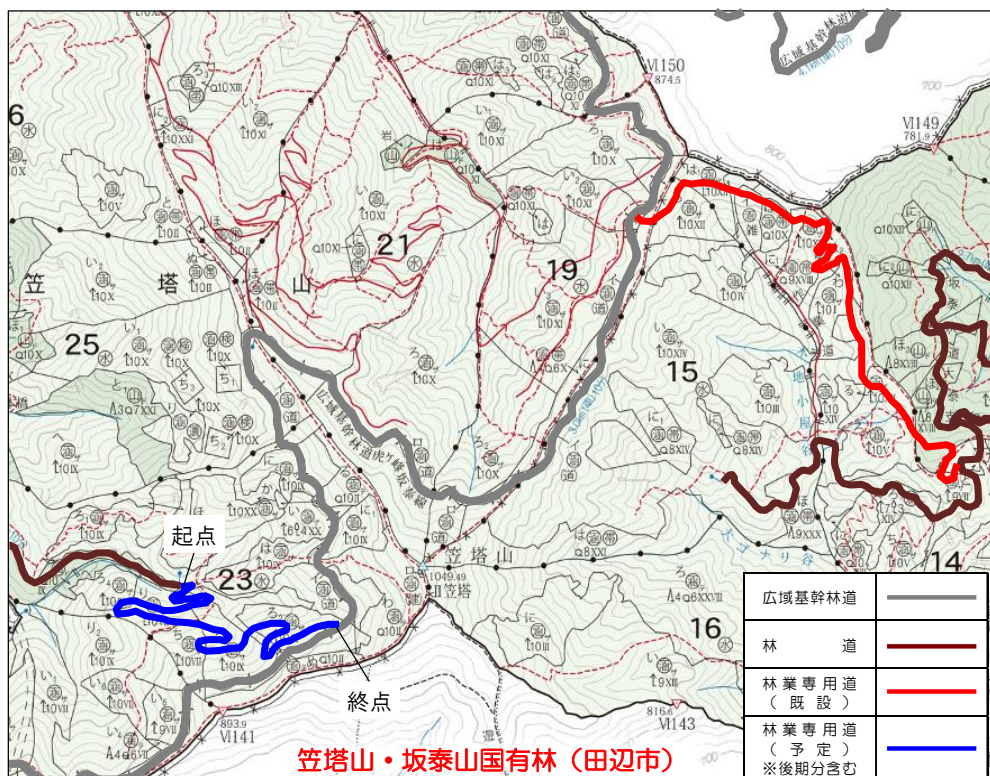
注3 更新とは、伐採等により樹木がなくなった箇所において、植林を行うことや自然力の活用等により森林の世代が替わること。

注4 除伐とは、育てようとする樹木の生長を妨げる他の樹木を刈り払う作業。通常、育てようとする樹木の枝葉が互いに接する状態になるまでの間に行う。

(2) 林道等の路網整備

林産物の搬出、森林の育成、適切な保全管理等を効率的に行うため、自然・社会的条件を考慮しつつ、林道等の路網を計画的に整備します。

本計画区では、幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて、森林施業のために利用する「林業専用道」の開設を行っています。



【令和2～5年度に開設した林業専用道】



【林業専用道開設計画箇所】



4 国有林野の維持及び保存に関する事項

ニホンジカ等の被害対策

本計画区では、ニホンジカの生息密度が高く、植栽木や下層植生への食害が発生していることから、防護柵や幼齢木保護管の設置等の被害対策を行うとともに、自治体等と連携して、わな捕獲等を行います。

また、地域と一体となった捕獲技術等の普及を図るため、民有林関係者の方々を対象とした現地検討会の開催等に取り組みます。

【植栽箇所を設置した防護柵】



宮城川国有林（すさみ町）

【新しい円形わなの捕獲試験】



大塔山国有林（田辺市）

5 林産物の供給に関する事項

木材の利用促進

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」により策定された「農林水産省木材利用推進計画」等に基づき、治山事業等の森林土木工事に間伐材等を積極的に利用するなど、自ら木材利用に取り組みます。

【間伐材を利用した山腹工】



坂泰山国有林（田辺市）

【間伐材を利用した丸太筋工】



公門谷国有林（田辺市）

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

森林環境教育の推進

国有林の豊かな森林環境を子どもたちに提供するため、学校、自治体、NPO、森林インストラクター、民有林関係者等多様な主体と連携しつつ、都市や農山漁村などの立地や地域の要請に応じた森林環境教育に取り組みます。

【森林教室での紙芝居の様子】



新庄幼稚園（田辺市）